

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室ホームレス自立支援係 宛

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）」についての意見

[氏名]	社団法人 日本社会福祉士会 会長 鎌倉 克英
[住所]	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F
[電話番号]	03-3355-0641
[FAX 番号]	03-3355-0643
[電子メールアドレス]	info@jacsw.or.jp
[御意見]	<p><u>・意見内容</u></p> <p>○ホームレスの自立支援には、まず本人の相談に応じ適切なアセスメントを行うことが、その後の支援を適切かつ効果的に行うための要となる。自分自身の状況を十分に説明することが難しい人もおり、相談面接にあたっては、高い専門性が必要となる。相談支援に求められる機能は、まさにソーシャルワークそのものであり、ホームレス支援が確実に機能するためにも、福祉事務所の査察指導員、現業員には社会福祉士の配置を推進すべきである。</p> <p>○また、自立支援センターの機能を柔軟かつ多様化させ、且つソーシャルワーク機能を強化することにより、中間施設としての役割を今以上に発揮できるようにすることが求められる。そのためには自立支援センターに社会福祉士の配置を義務づけ、退所時、退所後の継続的支援を行うことで再路上化を防止できると考えられる。</p> <p>○さらに、ホームレス状態にある人が、今後、成立する予定の生活困窮者支援法に位置づけられる「相談支援センター（仮称）」を来訪した場合には、緊急的・一時的に宿泊場所や食事の提供等を支援する事業等へのつなぎを検討する必要があるが、このような場合にも、ソーシャルワーク機能が相談支援に求められる。必要に応じて、生活保護申請等へのつなぎを行うとともに、「就労準備の支援」「中間的就労」「家計再建相談支援」等とも連携をとることが重要となる。相談支援事業が確実に機能するためにも、相談支援センター（仮称）等の相談員に社会福祉士を配置すべきである。</p> <p><u>・理由</u></p> <p>○「ホームレスの実態に関する全国調査（平成24年1月）」によると、「巡回相談員に会ったことがある」人が78.2%いる一方で、「会ったことはあるが相談したことはない」人が39.7%となっている。また、福祉事務所等の公的機関に「相談に行ったことがある」人が41.2%、「ない」と答えた人が58.8%となっており、相談につながることの難しさが結果として表れている。また、「生活保護制度を利用したことがある」人が25.3%いる等、一度、福祉制度につながったとしても、再び野宿生活にもどってしまう人もいて、福祉サービスの相談機能が十分に発揮できていない現実がある。</p> <p>○また、同調査によると、自立支援センターを退所した理由は「期限到来により退所」が41人（30.1%）と最も多く、次いで「期限到来前に規則違反、自主退所、無断退所により退所」が35人（25.7%）となっている。これらは、入所時のアセスメントを強化し、他機関との連携を図りながらプランニングを行いソーシャルワーク機能を発揮することで数を減らすことができるのではないかと考えられる。そして「自立支援センターを今後利用したいと思うか」については「思わない」が610人（84.4%）となっている。上記の理由で退所した者からも口コミ等で自立支援センターの悪いイメージ情報が流れ悪循環に陥っていると考えられる。路上生活期間が長期間に及んでいる者などが集える場を</p>

つくることで、社会の接点として自立支援センターの機能が発揮できるように再考する必要があると考える。路上生活をしながら自立支援センターを利用し、そこに社会福祉士を配置することで、多様な事情を抱える路上生活者に応じた支援が可能と思われる。

○社会福祉士は、倫理綱領に基づき、様々な専門職や機関との連絡及び調整を行う国家資格である。福祉事務所（査察指導員、現業員）や自立支援センター、新たな「相談支援センター（仮称）」に、社会福祉士を配置することは、ホームレス支援の相談機能の充実に寄与するものであり、人材の有効活用であると考えている。